

## 第 1 章 背景



## 第1章 背景

### 1. 策定の目的

我が国における急速な少子化の進行への取り組みと、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりのため、『次世代育成支援対策推進法』が平成15年7月16日に公布・施行され、同法に基づき、平成17年度（2005年度）から10年間、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的に進めるため、すべての自治体において次世代育成支援に関する行動計画が策定されました。

計画の初年度である平成17年は合計特殊出生率1.26と過去最低となり、翌年の平成18年に1.32と僅かながら回復したものの、依然として少子化の傾向は続いています。

また、平成19年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針」、「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」、平成20年には、「新待機児童ゼロ作戦」、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」などが示され、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が望まれているところです。

これらの新たな少子化対策の方向性や前期5ヵ年計画の進捗状況・達成状況、前期行動計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえ、「女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上でのサービス必要量を見込んだ計画的基盤整備」や「利用者の視点にたった点検・評価」など新たな視点にたった見直しが必要となっています。また、今後の子育て支援には、多様な主体による参画・協働の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、「前期行動計画」の計画期間終了に伴い、新たに平成22年度を初年度とする「結城市次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、児童福祉、母子保健・医療、教育など、本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。

本計画は、本市の総合計画を始め各種の部門別計画との整合・調整を図りながら策定します。

### 3. 行動計画の期間

次世代育成支援対策推進法は平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法であり、市町村行動計画は次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項において、5 年を 1 期として策定することとなっています。

前期行動計画の計画期間が平成 21 年度で終了することから、後期行動計画は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

年度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	
	(平成9年～) 母子保健計画															
	ゆきエンゼルプラン															
					見直し	次世代育成支援行動計画(前期計画)					次世代育成支援行動計画(後期計画)					
						実行状況を公表・適宜見直し				見直し	実行状況を公表・適宜見直し					